

## 1. STCW-F条約の包括的見直し

### (1) 背景

2015年に開催された第95回海上安全委員会(MSC 95)において、我が国は、アイスランド、カナダ、ノルウェー及びニュージーランドとともに、1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「STCW-F条約」という。)の包括的見直しについて、MSCの新規議題とする提案を提出し、承認されました。

これまでHTW 3及びMSC 96において作成・承認された「STCW-F条約の見直しの原則と範囲」に則り、我が国が作成した文書をたたき台として議論が進められてきましたが、今次会合においても、我が国はコーディネーターを務めた会期間通信作業部会の報告書、機関士の資格要件、資格証明書の更新要件及び基本安全訓練に関するに新たなたたき台の提案の合計4本の提案文書を提出しました。

### (2) 審議結果

主な審議結果は下記のとおり。

- (ア) 機関士の資格要件、資格証明書の更新要件及び基本安全訓練に関して、STCW条約に準拠した要件とする我が国の提案文書が、新たなたたき台として採用され、議論の進展に貢献しました。
- (イ) 「限定水域」の定義について、国連海洋法条約で定める沿岸国の主権が及ぶ水域(EEZ)を超えない範囲において、各主管庁の裁量に委ねるものとする<sup>こと</sup>で合意されました。
- (ウ) 条約適用範囲に係る、長さとトン数の読替規定についてはケープタウン協定と整合させ、24mを300トン、45mを950トンとすることで合意されました。
- (エ) 2021年予定のHTW 8で作業を完了させるとともに、2022年予定のMSC 105、MSC 106で改正案を承認、採択することを目標とする作業計画が合意されました。
- (オ) 次回会合までの間に、中間会合及び通信作業部会を設け、審議を継続することとしました。中間会合は2020年2月に開催予定、通信作業部会は次回会合であるHTW 7にレポートを提出することで合意されました。また、通信作業部会は前回に引き続き日本がコーディネーターを務めることとなりました。

## 2. STCW条約の包括的見直し

### (1) 背景

国際海運会議所(ICS)は、2010年マニラ改正の締約国会議の決議において、当該条約及びコードの包括的見直しはできる限り10年ごとに行うこととしていることを根拠に、次回の包括的見直しについては2020年頃に開始すべきであると提案しました。

### (2) 審議結果

HTW小委員会はSTCW条約の包括的見直しを2020年頃に開始することについて概ね合意しました。これを受けて2020年5月に開催予定であるMSC 102に新規議題案として当該案件を提出することをICS始め、加盟国及び国際団体有志に求めることとしました。具

体的な改正内容や改正範囲についてはそれ以降に議論される予定です。

### 3. 船員の電子資格証明書等の導入のためのSTCW条約及びコード改正作業

#### (1) 背景

前回会合のHTW 5において、ベラルーシとロシアは、船員の電子資格証明書と電子技能証明書の導入を念頭に、STCW条約第I/2規則の統一解釈案を提出しましたが、HTW小委員会は内容の重要性を鑑みて、MSCへ新規議題案として文書を提出することを求めました。これを受けて、ベラルーシとロシアは2018年12月に開催されたMSC 100において、当該案件を新規議題案として提出し、これをHTW小委員会の新規議題とすることが承認されました。

#### (2) 審議結果

ロシアが次回会合までの会期間通信作業部会を設置し議論を更に進めることを主張しました。その結果、小委員会はロシアの提案を受けてHTW 7に向け、**会期間通信作業部会を設置**することで合意し、ロシアがコーディネーターを務めることとなりました。当該作業部会には**我が国も参加予定**です。

### 4. 新規及び改正IMOモデルコース案の検証

#### (1) 背景

IMOモデルコースは、IMOの要件を満たすとされた訓練の一例であるが、STCW条約の2010年マニラ改正に加え、直近の条約改正項目である旅客船の乗組員の要件の改正（STCW条約第V/2章関係、2018年7月発効）等に伴い、新規モデルコースの策定や既存モデルコースの改正が必要になっています。今次会合では、3件の新規モデルコース案と1件の改正モデルコース案が検証されました。

#### (2) 審議結果

以下のモデルコースにつき、STCW条約の要件を満たしていることが検証されました。

- ・ 国際ガス燃料船安全コード(IGFコード)適用船に乗り組む船長、職員、部員及びその他の人員のための基本訓練
  - ・ IGFコード適用船に乗り組む船長、職員、部員及びその他の人員のための上級訓練
- 以下のモデルコースについては、検証作業を完了することができず、次回以降に持ち越されることとなりました。
- ・ 旅客安全、貨物安全及び外板保全に関する訓練(第V/2章改正関係)
  - ・ 上級消火訓練(モデルコース2.03)

### 5. 機関士の能力要件に係る高電圧の定義

#### (1) 背景

STCWコードA-III/1(運用水準の機関士)、A-III/2(管理水準の機関士)、A-III/5(機関有能船員)、A-III/6(電気技士)及びA-III/7(電気技術部員)の能力要件表には「高電圧」に関する要件が存在しますが、これまで「高電圧」の定義は明記されていませんでした。今回、

国際運輸労連(ITF)から、高電圧に関する技能等を担保する目的で、「高電圧」の定義を明確化する旨のSTCW条約及びコードの改正が提案されました。

## (2) 審議結果

国際電気標準会議(IEC)規則も参考に審議した結果、定義及び解釈を定めるSTCW条約第I/1規則に新たにパラグラフ1.44を追加することが合意されました。追記されるパラグラフには、「高電圧とは1,000ボルト以上の交流又は直流をいう。」と具体的な数値が明記されています。